

2023年 5月11日

平塚ロータリークラブ 週報

イマジン ロータリー

Hiratsuka R.C. Weekly

2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

会長:清水 雅広 副会長:三荒 弘道 幹事:小林 誠 クラブ会報・IT 委員会委員長:相山 洋明

第 3414 回 週報第 3414号

例会日 毎週木曜日 12:15~13:30 会 場 グランドホテル神奈中 2F

事務局 平塚市松風町 2-10 平塚商工会議所内

連絡先 0463-23-5955 (事務局)

	本 日	5月11日	会員数 63名	対象者 63名	出席者 44(44) 名	出席率 69.84 %			
ſ	前々回	4月13日	会員数 62名	対象者 62名	出席者 40(40) 名	出席率 64.52%	MUP 5名	計 45名	♯ 72.58 %

本日の卓話者ご紹介

神奈川被害者支援センター 専務理事兼所長 永野弘幸様



卓話

「民間の被害者支援団体における 犯罪被害者支援の重要性、 必要性について」

神奈川被害者支援センター 専務理事兼所長 永野弘幸

1. はじめに

皆様、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました神奈 川被害者支援センターの永野でございます。平塚ロータ リークラブの皆様には、日頃より、神奈川被害者支援セ ンターの運営に多大なるご理解、ご協力を賜りまして誠 にありがとうございます。この場をお借りして厚くお礼 申し上げます。また、公私ともにお忙しいところ、貴重 なお時間をいただきまして、被害者支援について、お話 をさせていただく時間を設けていただきましたことに深 く感謝申しあげます。

それでは、私からは、民間の被害者支援団体としての 被害者支援活動の重要性、必要性等について、被害者の 置かれている立場からお話をさせていただきたいと考え

ております。

まずは、神奈川被害者支援センターについて簡単に説 明させていただきます。

2. 神奈川被害者支援センターについて

(1) 神奈川被害者支援センターの活動内容

当センターは、平成20年3月26日、神奈川県公安 委員会より犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害 者等の支援に関する法律に定める県内唯一の「犯罪被害 者等早期援助団体」に指定され、被害者のニーズに寄り 添った途切れのない支援に努めております。

また、当センターは、神奈川県、神奈川県警察と共に 県内犯罪被害者等支援の中核組織「かながわ犯罪被害者 サポートステーション(通称「サポステ」)」を構成する 唯一の民間団体であります。

業務内容につきましては、本日、お配りさせていただ きました資料に詳しく掲載されております。

次に

(2) 神奈川被害者支援センターの役割

当センターは、犯罪被害者等の個々の事情に応じた柔 軟で、きめ細かな支援を主に行っている民間の団体であ ります。

犯罪被害者等のニーズは、多様です。多様な犯罪被害者 等のニーズに対応するためには、あまねく1人でも多く の被害者の声を聞き、その声を聞き続けることが必要で あります。それを誰かがやらなければならない。それを できるのは、行政ではありません。それをできるのは、 中長期にわたる支援を担っている民間の被害者支援団体 であると考えております。

私たちは、被害者の声なき声を聞き、声を上げようと しても声にならない被害者の無念に寄り添い声を上げる ことができない被害者に、声を上げることができるよう になるまで末永く支援の手を差し伸べ、少しでも明日へ の希望が持てるようお手伝いをすることを使命として 日々、犯罪被害者等の支援を行っております。

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で 再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、 犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな充実した 支援が必要であり、県を始め市町村、県民、そして被害 者の周囲の人達が相互に連携し、協力し、取り組みの一 層の強化を図り、まさしく途切れのない支援を行う必要 があります。

そこで、民間被害者支援団体がやるべきことは、途切れのない支援にさらに漏れの無い支援を行うことであります。中長期的かつ一元的な相談・支援体制を構築するためには、民間被害者支援団体の安定的な活動しかないと思われます。

3.「加害者」と「被害者」

(1)「加害者」と「被害者」の境遇の違い

- ・加害者は、他人に害を加えた者、被害者は、加害者に よって害を被った者
- ・被害者と加害者は、法律上は同等であるべきであるが、実際には、被害者は不平等な扱いを受けている
- ・加害者の人権は、法によって手厚く守られている憲法 第31条の法定手続きの保障から始まり、第40条の刑 事補償に至るまで至れり尽くせりの記載である。特に第 37条は「刑事被告人の権利」となっている。憲法に「被 害者の権利」という条文があるか、当然ありません。 憲法第13条「個人の尊厳の尊重」、憲法第25条の「生 存権」の侵害で読み込めるかも知れません。
- ・過去、現在と何十年にわたり、捜査活動においても、 公判においても、加害者(被疑者、被告人)の人権は、 最大限に尊重されている。反対に、被害者の人権が叫ば れてきたのは、20年も経っていない。
- ・加害者には、警察に逮捕された段階から弁護士をつけてもらえるが、被害者には被害段階では一切弁護士はつかない。
- ・刑務所や少年院で規則正しい生活を送ることができる。 三食をきちんととることができ、また冷暖房完備の居室 で快適な生活を享受でき、新たな日常生活を何の苦労も なく送ることができている。だから、出所すると、世間 の風が冷たく感じるのではないか。
- ・加害者には、国が用意をした更生保護のプログラムで、 生活再建をなし得るが、被害者は、経済的に困窮してし まう。
- ・加害者には、時効があるが、被害者には時効がない。

4.犯罪被害者の声(犯罪被害者の置かれている現実)

①「まさか、自分(の家族)が犯罪に巻き込まれるなんて」 犯罪被害に遭った時、殆どの方が最初に思うことである。 犯罪被害に対し、他人事として捉えている被害者の方が 多いということであります。

被害者は、ある日突然、非常事態に陥り、心身共に極限状態にあるので、今までできたことができなくなったり、判断力や行動力も損なわれます。そして、今まで経験したことのないようなことも次々に降りかかってくる



ので、絶対に救いの手が必要である。

②突然、息子を奪われて

ひきこもり、自殺願望のある元交際相手の女性に、道連れにしようと当時25歳の息子を刺殺された遺族の方の声

被害者にとって、裁判が終結ではありません。これから先も一生この苦しみと向き合って生きていかなければならない。遺族ばかりでなく、生存している被害者も被害回復のためには支援センターのような苦しみを話せる場所がある、話を聞いてくれる人がいるということで前向きに生きていくことができるようになります。このような温かい人間関係が被害回復には一番必要なことだと感じております。

自分がこのような事件に巻き込まれるまで、被害者は 国や周りの人から守られているものと思っていました が、国も司法も生きている加害者の人権は守っても、被 害者等の見た目に解らない精神的な苦しみに目を向ける ことも無く、時間が経てば自然に回復するものだと思わ れてきたのではないかと思われる。精神的な立ち直り無 くして、元の生活に近い生活に戻ることはできない。被 害者が一日でも早く立ち直って生活出来るためには、身 近なところに安心して相談できる場所、被害者に理解あ る人材の育成が必要であると思う。そのためには、被害 者支援に対する国の援助が必要であると感じている。

③今までの平穏な生活を返してくれ。

犯罪被害者の家族は、犯人が処罰されようが、死刑になり処刑されようが、それで終了ではなく、一生涯背負い続けていかなければならない。加害者には、時効があるが、被害者には時効など存在しない。また、経済的負担も大きい。事件をきっかけに仕事を変えたり、引っ越したりしなければならなくなる。誰に請求するのか。たとえ、裁判に勝っても、支払い能力が無ければ、いつまで経っても払ってもらえない。自分で負担するしかない。なぜ、犯罪被害者がここまで追い詰められなければならないのか、今までの平穏な生活を返してくれ。

4娘さんを殺された父親の言葉

判決後、加害者は一度も私たちに謝罪をしていない。

「何とか反省させてやりたい」犯人に対する復讐ばかりを考えていました。人間としての感情を取り戻し、反省し、苦しんで、苦しんで、死んでいってほしいと思っていた。しかし、ある時に友人から「娘さんはお父さんに復讐を願っているのか」「喜んでくれるのか」と言われて、我に返った。

娘を失ってから、親としての責任を果たせなかったと 反省ばかりしていました。欲しい物もやりたいことも無 くなりました。今、唯一欲しいのは、天国にいる娘に認 められたいということです。天国で娘に会った時に、「お 父さんよく頑張ったね」との一言だけ欲しい。そのこと だけのために頑張りたい。

⑤犯罪被害者等の置かれた立場

その日は平日でしたが、娘は、試験で学校から早く帰宅していたところ、押し入ってきた男によって命を奪われ、家にいた母も重傷を負わされた。この事件で一番悲しく悔しかったのは本人ですが、残された家族も深い悲しみに包まれると同時に、その日を境に、家族の生活と周囲の人々との関係が一変してしまいました。事件直後は、自宅近くで出会う地域の人々は、避けるように、遠巻きに見ているようで、自分たち一家が地域の中で隔離されたように感じられた。その一方で、家族は気分転換に外に出る気持ちにもなれず、家のなかで逼塞しているしかない状況に追い込まれました。

また、マスコミによる二次的被害については、視聴率欲しさの取材・編集や真実ではない推測によって報道されたりもした。そのほか、なかなか犯人が捕まらないこともあって、「先にお金を振り込んでくれたら犯人を教える」というメールが来たり、「入信したら神様がすぐに事件を解決してくれる」という宗教団体への勧誘があったりした。

裁判においては、娘を殺した男と同じ部屋にいて同じ空気を吸っていること自体が苦痛である。また、判決は無期懲役ということで確定しましたが、殺人事件では1人を殺害しただけでは、死刑にならないと言うことに対しては受け入れるしかないのですが、今も納得ができません。前例に関係なく、人の命を奪ったら自分の命で償うべきであると考えます。

⑤交通事故で長男を亡くされた母親の言葉

事件や事故、自然災害等の被害者は、辛いことがあっても、それに負けずに頑張り、前向きに生きることが期待されます。それが日本では美徳とされています。だから本音が言えず孤独になるのです。遺族の会に行くと皆同じことを言っております。周囲に理解されないことが辛く、誰も知らない土地へ引っ越す人もいるほどですが、この気持ちはわたしも実際に被害者になって初めてわかりました。その中で、黙って話を聞いて寄り添ってくださった方には、救われた気がします。

そして、被害者になって思うのは、日本の法律は、加 害者を守り、更生させることに重点が置かれているとい うことです。刑事裁判では、加害者の黙秘権が与えられ、 国選で弁護人がつき徹底防御してもらえます。そして、 刑務所に入っても、衣食住や医療に至るまですべて税金 で賄われ、社会復帰や更生教育のプログラムも用意され、 仮釈放となれば、保護観察司までつきます。交通犯罪の 場合には、保険にまで守られています。一方、被害者に 対しては、国は何もしてくれません。立ち直るプログラ ムもなければ、病院にも連れて行ってもらえません。そ れどころか大切な家族を失っても事件の詳細は自分の努 力なしには知ることができません。努力にも限界があり、 闇に包まれたままの部分は、一生心にひっかかったまま です。長男の命を奪った加害者も事故当日に逮捕された ものの、翌日には釈放され、刑が確定するまでは自由の 身でいることができるので、もとの職場で働き、給料ま でもらっていました。そして、刑務所にわずか1年半、 服役しただけで社会復帰し、免許まで再取得して平然と 普通の暮らしをしています。

5. 加害者としてやるべきこと

○「加害者にならない努力をする、させる」

誰もが、加害者にならない努力することです。失う者がないものは強い、だから失いたくないものを各人が作ることである。

○加害者の被害者に対する「心からの真の謝罪」が必要 これは、私がご一緒に仕事をさせて頂いている被害者 担当保護司さんから聞いた話です。加害者からの真摯な 謝罪を受けて、張り詰めた気持ちが堰を切って、あふれ だし、「事件後初めて泣くことができた。」と言われた遺 族の方がおられた。「ようやく料理が作れるようになった」 と、自分らしい生活を取り戻すきっかけになった被害者 の方がおられた。

加害者に被害者の心情を伝えても、その期待に応える 回答や行動を得られないことが少なくありません。加害 者に被害者に対する思いを尋ねても、「刑期を終えたんだ から、もう罪を償った」「自分の生活で精一杯で、弁償で きない」と、自分勝手な考えで自らを正当化しようとし ていると伺ったことがあります。

6. 令和5年1月13日の毎日新聞の記事

「犯罪被害者の声 更生に」~息子失った父実現へ奔走



内田洋二様 (左)卓話された永野弘幸様 (右)、

加害者に伝達 新制度導入へ

15歳の少年被害者遺族の父親は、殺人罪に問われた加害少年は、裁判員裁判の判決で、当時の少年法で有期懲役刑の上限となる懲役5年以上10年以下の不定期刑を言い渡された。被害者遺族のお父さんは、「死刑でも納得できないと思っていた。絶望しかなかった。」と振り返る。それでも、判決において裁判長が「被害者に落ち度は全くなく、あまりにも理不尽」「遺族は、かけがえのない存在を突然無残な形で奪われた」などと述べた上で、法が定める不定期刑の幅の狭さを指摘し、「懲役10年でも本来十分ではなく、仮釈放や刑の終了の処分は慎重に判断されるべきだ」と異例の付言をした。

この父親の方は、「加害少年の処遇に関わる人達の付言のことを伝えたい」と思うようになり、仮釈放手続きで地方更生保護委員会と連携する保護観察所に掛け合った。数ヶ月の交渉の末にやっと保護観察所側との面談が実現し、息子さんの写真を持って、家族の思い、親としての無念さを切々と訴えて、「遺族の心情に初めて触れた」との職員からの言葉を聞いた。

刑務所や保護観察所の担当者は人事異動で次々に交代 し、その考えは「被害者より加害者寄り」という印象を 受け、自身の真剣な思いとの温度差を感じたが、訴え続 けたことは、

「更生とは、人間の根本を変えることで、ものすごく難しい。遺族の声を形だけではない、本当の更生に繋げて欲しい」と願っているということです。

加害者として重要なことは、犯した罪の重さに向き合う ことこそ、人としてあるべき原点。被害者の声から目を 背けてはならないということであります。

7. 結び

本日、ここにお伺いしたのは、地域貢献そして社会貢献事業として皆様には当センターに対するご支援、ご協力を賜りたいということであります。是非ともよろしくお願い申し上げます。

結びに、本日ご出席の皆様のご健勝と平塚ロータリー クラブ様の益々のご発展をご祈念申しあげ結びと致しま す。本日は、ご静聴ありがとうございました。

第47回 平塚市緑化まつり(巣箱づくり教室)

平塚市総合公園で4年ぶりに開催された緑化まつりに当クラブメンバー34名と平塚学園インターアクト生6名、米山奨学生1名、総勢41名で恒例の「巣箱づくり教室」ブースを出展いたしました。

ゴールデンウイークの初日の天気は晴れ、朝8時から 社会奉仕委員会メンバー中心にブース設営を開始。委員 会メンバーの発案で従来の着座する(芝生にブルーシー トを敷き靴を脱いで座る)スペースのほかに、イスとテ ーブルを配置した着席スタイルを設けました。長テーブ ルを脚代わりにし、その上に大きなコンパネ2枚(コンクリートパネル:住宅基礎工事で使う合板)を乗せた、広くて大きな作業台にしました。子供も大人も作業し易く使い勝手が良くなり好評でした。

また、木材にもひと工夫。子供でも釘を打ち易いよう 目印の下穴を付けるというひと手間を加えました。これ は木材50部の準備を引き受けて下さった奉仕プロジェク ト委員会・高橋建二委員長の提案でした。初心者でも容 易に釘を打つことができ、楽しい巣箱づくり教室を目指 しました。

4年ぶりの開催を待ち兼ねていたかのように、設営完了と同時の教室スタートとなりました。当クラブメンバーには集客や巣箱づくり、仕上げにバーナーで焼き色を付けるところまで、率先して汗だくの活動をいただきました。また平塚学園インターアクト生は子供たちの巣箱づくり手伝いや、受付でのキット販売(500円/個)会計、巣箱に入る鳥の説明パネルなど掲げて活動いただき、台湾出身の米山奨学生には巣箱作りを初めて体験してもらいました。

朝から暑い一日でしたが、皆さまのお陰であっという間に巣箱キット55個が完売。久しぶりに汗を流す屋外イベントでしたが、気合を入れて初参加下さったメンバーには店じまいが早すぎて物足りなさを感じられたかも知れません。全員参加で用意したお昼のお弁当は余すことなく食品口スにも貢献いただきました。ケガもなく無事に緑化まつりが終えられ、メンバー皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

2023年4月29日 社会奉仕委員会 青山紀美代委員長



果箱作り教室





幹事報告

◎地区研修・協議会クラブ表彰について

4/23(日)に開催されました地区研修・協議会にて、三 つのクラブ表彰を頂きましたのでご報告いたします。 一つ目は「Every Rotarian, Every Year」クラブ認証バ ナー、二つ目は100%ロータリー財団寄付クラブ認証 バナー、そしてEnd Polio Nowの感謝状です。皆様の ご協力に感謝いたします。

◎次年度会員名簿について

いよいよ次年度の準備が始まりました。次年度の会員 名簿の記載事項に変更のある無しにかかわらず本日配 布いたしました変更用紙にご記入の上、事務局へ5月 25日(木)までにご提出願います。写真の変更希望の方 はメールにてデータでお送りください。

◎次年度インターアクトについて

5/13(土)に次年度のインターアクト委員会が開催され ます。次年度の豊川忠紀委員長がウェブ参加されます。

◎次年度幹事研修会&会員増強セミナーについて

5/13(土)に13:30より松下政経塾にて次年度幹事研修会 と次年度向け会員増強セミナーが開催されます。白石 会長エレクト、今村次年度幹事、小林次年度会員増強 委員が出席されます。

◎情報集会について

情報集会の報告会を6/8(木)に予定しております。各グ ループの運営幹事は開催日、場所を決めてください。 決まり次第、日程と人数の報告を事務局までお願い致 します。一人2.000円の補助をクラブよりお渡しいたし ます。

◎家族例会について

来週は家族例会となります。後程親睦委員長から詳細 の説明がありますが、朝からの出発となりますので、 当日はこちらでの例会場での例会はございません。参 加されない方はお間違えの無いよう、ご注意ください。



委員会報告

○社会奉仕委員会 青山紀美代委員長

4/29(土)に第47回緑化まつりが無事に開催されました。

会員、インターアクトの平学の学生、米山奨学生の合 計41名が参加してくださいました。用意した巣箱も全 て完売、お弁当も残すことなく、多くの皆様のご協力 に感謝申し上げます。

○親睦委員会 守屋宣成委員長

来週の春の家族例会について、以前お渡ししたご案内 の一部修正があります。

集合時間が朝8:00でしたが、少し遅らせて8:30に変更 になりました。よって、9:00出発となります。お天気 も良さそうなので、家康を辿る静岡の旅にこれからで もご参加されたいという方はお申し出ください。

今週のお祝い

誕生日祝い・・・平井 敬規会員、宮下 幸雄会員 結婚祝い ・・・無し



清水会長より誕生日祝いを 受け取られた宮下会員(左)、 平井会員(中央)



遅れて誕生日祝いを 受け取られた 木村義広会員

メークアップ (MUP)

5名

柏手茂会員、木村義広会員、常盤卓嗣会員、 原田篤志会員、馬上晋会員

本日のスマイル

20名

ゲスト

3名

認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター 専務理事兼所長 永野弘幸様 内田洋二様 副所長 2023学年度米山奨学生 許 洺婉さん

ビジタ-

0名

卓話・行事予定

5月18日(木) 春の家族例会 5月25日(木)

入会記念卓話 下平昭彦会員

市内例会変更

現在ございません

